

人事行政の運営等の状況について

仙北市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年仙北市条例第14号）の規定に基づき、仙北市職員の給与や職員数の状況等について公表します。

平成29年12月1日

仙北市長 門脇光浩

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況 (平成28年4月1日～平成29年4月1日)

H28.4.1現在	退職者数	採用者数	H29.4.1現在
726 人	63 人	54 人	717 人

※ 採用者については、平成28年4月2日から平成29年4月1日。

(2) 部門別職員の状況と増減数

部門	職員数		増減数
	H28.4.1現在	H29.4.1現在	
一般行政部門	305 人	304 人	▲ 1 人
特別行政部門（教育）	55 人	55 人	0 人
公営企業等部門（病院、水道等）	366 人	358 人	▲ 8 人
計	726 人	717 人	▲ 9 人

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (平成28年度普通会計決算統計より)

住民基本台帳人口（H29.1.1現在）	27,533 人
歳出額（A）	18,988,464 千円
人件費（B）	3,228,619 千円
人件費率（B/A）	17.1 %
（参考）平成27年度の人件費率	18.1 %

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (H29. 4. 1現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	45 歳 7 月	318,823 円	393,263 円
技能労務職	49 歳 0 月	278,692 円	319,772 円

※ 「平均給料月額」とは、4月1日現在における職種ごとの基本給の平均です。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の合計額の平均です。

(3) 職員の初任給の状況 (H29. 4. 1現在)

区 分		初 任 給	2年後の給料
一般行政職	大 学 卒	179,643 円	191,639 円
	高 校 卒	147,283 円	155,751 円

(4) 一般行政職の級別職員数の状況 (H29. 4. 1現在)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
標準的 職務内容	部長等	次長等	課長等	課長 補佐等	係長、 主査等	主任等	主事等	
職員数	9 人	21 人	44 人	35 人	89 人	15 人	33 人	246 人
構成比	3.7%	8.5%	17.9%	14.2%	36.2%	6.1%	13.4%	100 %

(5) 諸手当の状況

① 期末・勤勉手当 (H29. 4. 1現在)

区 分		期末手当	勤勉手当
支給割合	6月支給	1.175 月	0.80 月
	12月支給	1.325 月	0.80 月
	合 計	2.500 月	1.60 月

※ 職務の級により加算措置があります。

② 退職手当 (H29. 4. 1現在)

区 分		退職事由	
		自己都合	定年・応募認定
支給割合	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
	勤続30年	36.105 月分	42.4125 月分
最高限度額		49.59 月分	49.59 月分
1人当たり平均支給額		20,023 千円	

※ 1人当たり平均支給額は、一般行政職の平成28年度の額です。

③ 扶養手当・通勤手当・住居手当・管理職手当 (H29. 4. 1現在)

手当名	区分	支給額
扶養手当	配偶者	10,000 円
	子1人につき	8,000 円
	それ以外の扶養親族1人につき	6,500 円
	配偶者無で子1人目	10,000 円
	配偶者無で子以外の扶養1人目	9,000 円
	16歳から22歳までの子1人につき	5,000円加算
通勤手当	交通機関利用	支給限度額 55,000 円
	自動車等利用	支給限度額 31,600 円
住居手当	借家・借間	支給限度額 27,000 円
管理職手当	部長級	35,000 円
	次長級	25,000 円
	課長級	20,000 円
	参事	17,000 円

(6) 特別職の報酬等の状況 (H29. 4. 1現在)

区分		給料・報酬 月額	期末手当
給料	市長	680,000 円 (850,000 円)	6月期 1.50 月分 12月期 1.50 月分 計 3.00 月分
	副市長	555,000 円 (638,000 円)	
報酬	議長	375,000 円	
	副議長	328,000 円	
	議員	312,000 円	

※ 本来の給料月額(カッコ内の額)から、市長は170,000円、副市長は83,000円を減額しています。

3 人事評価の状況

区 分	勤務成績の評定の概要
仙北市職員	<p>職員人事評価制度</p> <p>対 象：全ての一般職の職員</p> <p>評 価 者：直属の上司を1次評価者、さらにその上司を2次評価者とする。</p> <p>評価期間：能力評価 平成28年4月1日～平成29年3月31日 業績評価 平成28年4月1日～平成29年3月31日</p> <p>評価方法：能力評価及び業績評価について、役職段階別に評価要素を定</p>

め5段階評価を行う。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1週間の正規 の勤務時間	1日の正規 の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	1 時間

※ 変則的な勤務を要しない職員の勤務時間等です。

(2) 年次有給休暇の取得状況 (平成28年1月1日～平成28年12月31日)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
27,853 日	5,332 日	722 人	7.4 日	19.1 %

(3) 主な特別休暇

休暇の種類	内容
ボランティア休暇	自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であるとき (5日以内)
結婚休暇	職員が結婚する場合 (連続する5日以内)
出産休暇	女性職員が出産する場合 (産前8週間及び産後8週間)
配偶者出産休暇	妻の出産に伴い入院の付き添いをする場合 (2日以内)
子の看護等休暇	中学校就学前の子を看護する場合 (5日(子が2人以上の場合は10日)以内)
服忌休暇	親族が死亡した場合 (親族区分により定める日数。最高で7日)
夏季休暇	夏季における心身の健康の維持・増進等 (連続する5日以内)

(4) 介護休暇、修学部分休業、高齢者部分休業の取得状況 (平成28年度)

介護休暇取得者数	修学部分休業取得者数	高齢者部分休業取得者数
0 人	0 人	0 人

5 職員の休業の状況

(1) 育児休業の取得状況 (平成28年度)

区 分	育児休業			部分休業 取得者数
	取得可能者数	取得者数	取得率	
男性職員	8 人	0 人	0.0 %	0 人

女性職員	11 人	11 人	100.0 %	1 人
計	19 人	11 人	57.9 %	1 人

※ 「取得可能者数」とは、平成28年度に新たに育児休業が取得可能となった者の人数です。

※ 「取得者数」とは、平成28年度に新たに育児休業が取得可能となった者のうち、平成28年度に新たに育児休業を取得した者の人数です。

※ 「部分休業取得者数」とは、平成28年度に新たに部分休業を取得した者の人数です。

(2) 自己啓発等休業、配偶者同行休業の取得状況 (平成28年度)

自己啓発等休業取得者数	配偶者同行休業取得者数
0 人	0 人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (平成28年度)

区 分	降任	免職	休職	降格	計
勤務実績がよくない場合	-	-	-	-	-
心身の故障の場合	-	-	7	-	7
職に必要な的確性を欠く場合	-	-	-	-	-
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員が生じた場合	-	-	-	-	-
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-	-
計	-	-	7	-	7

(2) 懲戒処分の状況 (平成28年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任用に関する不正	-	-	-	-	-
一般服務違反	-	-	-	-	-
一般非行	-	-	-	-	-
収賄等	-	-	-	-	-
道路交通法違反 (職務執行外)	-	-	-	-	-
監督責任	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

7 職員の研修の状況 (平成28年度)

研修名	実施機関	受講職員数
新規採用職員研修	町村会 (秋田県自治研修所)	14 人
市町村職員一般研修 (職階別、実践文章力、政策法務、クレーム対応等)	市長会、町村会、県・市町村合同 (秋田県自治研修所)	101 人
政策実務系研修	市町村職員中央研究所、全国市町村国際文化研究所等	3 人
市町村職員実務研修	秋田県企画振興部市町村課等	6 人
市独自研修	総務部総務課等	94 人
その他一般研修	秋田県市町村振興協会等	12 人

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実績 (平成28年度)

区分	受診職員数
定期健康診断	485 人
人間ドック	224 人
脳ドック	18 人

(2) 公務災害の発生状況 (平成28年度)

区分	発生件数	
	傷病	死亡
公務災害	7 件	0 件
通勤災害	1 件	0 件

9 公平委員会の事務に係る業務状況の報告 (秋田県人事委員会)

- (1) 勤務条件に関する措置要求の状況・・・該当ありません。
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況・・・該当ありません。